平成２５年（フ）第３０２号
埼玉県三郷市幸房858番地１、旧住所東京都江戸川区松江３丁目４番23号　憩荘103
破産者　田村　良太
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
埼玉県越谷市蒲生２丁目２番８号
破産者　的場　　哲
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
山梨県甲府市城東２丁目９番13号
破産者　土橋美代子
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
鳥取県鳥取市桂見545番地18、旧住所鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1153番地８
破産者　橋本　圭史
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５９号
山口県萩市河添141番地　エステートヤマネ101号室、住民票上の住所山口県萩市大字土原170番地４
破産者　金　　史一
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
青森県弘前市大字城東中央５丁目２番地８　メゾンドエトワール１－Ｂ号
破産者　成田　悦子
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１９号
宮城県登米市豊里町杢沢52番地
破産者　佐々木威之
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第９９号
秋田市保戸野すわ町10番35号ライフキャップ102－Ａ号
破産者　橘　　春男（旧姓佐藤・黒崎）
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４号
福島県郡山市富久山町久保田字古町242番地の４　近内貸家105号、開始決定時の住所山形県米沢市窪田町窪田1244番地の31
破産者　須藤千紗子
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第７５号
福島県郡山市富久山町久保田字古町242番地の４　近内貸家105号、開始決定時の住所山形県米沢市窪田町窪田1244番地の31
破産者　須藤　伸夫
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３０号
山形県鶴岡市茅原町３－32－16　ＲＯＣ－078、住民票上の住所福島県南相馬市原町区上北高平字太鼓田212番地
破産者　小野寺えみ子
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第３６号
福島市泉字清水田31番地の10
破産者　丹治　政夫
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３７号
福島市泉字清水田31番地の10
破産者　丹治　宏一
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
福島県相馬郡新地町大字福田字山神11番地の１
破産者　菅野　　健
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第１２３６号
横浜市南区浦舟町３丁目43番地　シティ川井コーポラス浦舟202
破産者　菅原　広子（旧姓五味）
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１１号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目41番地１　トシメンテナンスＡ－２
破産者　竹田　一雄
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７５号
横浜市磯子区森４丁目10番55号　磯子マンション301号
破産者　高橋　正明
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２８号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1211番地
破産者　山本喜美子
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２９号
神奈川県足柄上郡大井町金子898番地１
破産者　青木喜久夫
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部